

■ 四国中央市民向け「税務相談窓口」の開設について ■

日 時 令和7年6月26日（木） 13時00分～17時00分
令和7年6月27日（金） 13時00分～17時00分

場 所 川之江ふれあい交流センター 1階大会議室

●市・県民税や納付に関すること など

※随時、市役所1階 税務課4番窓口にて相談を受付けています。

■ 市・県民税のお支払いについて ■

1. 市・県民税の支払い方法

会社を通じた支払い方法（特別徴収）

- ・市県民税は「前年の所得」に基づいて課税され6月から翌年の5月まで1年間、毎月の給与から天引きされて、会社が1月1日時点で居住する従業員の自治体へ納付します。

退職後の支払い方法（普通徴収）

- ・会社を退職すると、以下のいずれかの方法で支払います。

（1）一括徴収（令和6年度分 退職時の給与から一括天引き）

- ・その年の残りの市県民税を退職時の給与から一括で支払います。

（2）普通徴収（令和7年度分 ご自分で納付）

- ・四国中央市から送付される「納税通知書」に従って、
年4回（6月・8月・10月・翌年1月）に分けて支払います。
- ・令和7年度分は6月6日頃に発送し、6月13日までに自宅へ届く予定です。
- ・第1期の納期限は令和7年6月30日となります。

※ 納付場所：・各金融機関窓口 ・四国中央市役所、各窓口センター会計窓口

銀行口座振替は、金融機関窓口へ通帳と届け印を持参し、手続きが必要です。

2. 退職後の注意点

- ・市県民税は「前年の所得」に基づくため、退職後もお支払いの義務があります。
- ・納付忘れがあると延滞金や督促手数料が発生しますので、ご注意ください。
- ・令和7年中に市外へ転出された方は、令和7年度の市県民税は四国中央市へ納付し、令和8年度分から新住所地の自治体へ納付します。

※新しい会社へ就職されたら、その会社が特別徴収を行っている場合は、再び給与天引き（特別徴収）に切り替えることができます。

【お問い合わせ先】 四国中央市役所 税務課 市民税係 TEL：0896-28-6009

収納係 TEL：0896-28-6011